

同和地区におけるまちづくりの新展開に関する研究

—法期限後の住環境整備事業の検証—

後 藤 直

〔抄 録〕

2002年3月の部落問題解決に向けた法的根拠の終焉を受けて、自治体においても「啓発」を除いて事業の打ち切りが進められてきた。市民の間では同和問題への関心が急速に薄れてきており、部落解放運動においては、同和事業終了後の運動について、未だにその方向性を模索する状況が続いている。

一方、この間の部落解放運動や同和行政をめぐる問題は部落問題をますます「わかりにくく」「やっかいなもの」としている。何よりも様々な意識調査にも表れているように、部落に対する差別意識は、現在もなお解消されているとは言い難い。

同和事業の終焉とは相反する形で90年代末より京都市内の同和地区では改良住宅の建替え事業が進められてきた。これらをどのような方向で建替えるかは、人口の流出や高齢化に対応していくためにも今後の同和地区のまちづくりを大きく左右することとなる。

本稿では60・70年代をとおした同和地区の住環境改善事業の取組、80～90年代における同和地区のまちづくりにおける問題を振り返りつつ、実際の改良住宅の建替えを検証しながら今後の同和地区におけるまちづくりを考える。

キーワード まちづくり、同和地区、住環境改善事業

はじめに

1953年に始まる公営住宅の建設を契機とした京都市の住環境改善事業は、同和地区内に住宅地区改良事業区域を指定し、その区域内にある不良住宅を買収・除却、そしてその事業で住宅を失う住民が居住する改良（公営）住宅を建設するという手法で進められてきた。いわゆるスクラップアンドビルドである。改良住宅と隣保館・浴場・診療所などの各種施設を建設し『オールクリアランス』という改良事業所期の目的は達成され、80年代に入ると事業はほぼ完了する。

その後80年代後半から京都市内の同和地区では、若年層の地区外流出が急激に進んでいく。その結果、地区におけるまちづくりの担い手の減少や高齢・単親世帯の増加といった現象、すなわちコミュニティの崩壊や生活保護世帯の急増という問題が深刻となっている。

一方、90年代の後半以降、市内の同和地区では、今後相次いで改良住宅の建替時期を迎えてきている。これらをどのような方向で建替えるかは、人口の流出や高齢化に対応していくためにも今後の部落のまちづくりを大きく左右する。

本稿では60・70年代をとおした同和地区の住環境改善事業の取組、80～90年代における同和地区のまちづくりにおける問題を振り返りつつ、実際の改良住宅の建替えを検証しつつ今後の同和地区におけるまちづくりを考える。

1. 同和地区における住環境整備事業

1951年のオールロマンス事件を画期として本格的に取り組まれてきた京都市の同和行政には、同和地区を流動性の少ない停滞的な地域とする考え方が根底にある。したがって、同和行政の主たる対象である「同和地区住民」をもっとも的確に把握し、格差是正と低位性の克服を主眼とした施策を効果的に実施するものとして「属地属人」という手法がとられてきた。部落解放運動団体においても、組織化の基準は同様であった。地区外へ転居することは、事実上「地区から逃げる・差別から逃げる」こととみなされていた。事実「遠く離れて住めば差別されないのでは」と考え、地区との一切の関係を絶つ人も珍しくはなかった。

1953年に始まる改良住宅の建設にあたっては『地区指定を行ない属地属人で事業展開することにより短期間のうちに安い予算で最大の事業効果をあげる』ため、外部からの流入をシャットアウトすることが意識的に行なわれた。先に述べた同和地区把握にもとづき、京都市の住環境改善事業は、同和地区内に住宅地区改良事業区域（改良ネット）を指定し、その区域内にある不良住宅を買収・除却、そしてその事業で住宅を失う住民が居住する改良（公営）住宅を建設するという手法ですすめられてきた。いわゆるスクラップアンドビルドである。公営住宅と隣保館・浴場・診療所などの各種施設を建設し『オールクリアランス』という改良事業所期の目的は達成され、80年代に入ると事業はほぼ完了する。

東京や大阪など都市部の同和地区には、戦前から貧困者が地区内あるいは周辺に流入しスラムを形成するという傾向が見られたが、京都の場合も例外ではなかった。また、渡日してきた朝鮮人が同和地区に住むことも多かった。したがって、1953年に竣工した錦林



かつての路地の一角

地区に始まる公営住宅の建設にあたっては、『地区指定を行い属地属人で事業展開することにより短期間のうちに安い予算で最大の事業効果をあげる』ため、外部からの流入をシャットアウトすることが意識的に行われた。韓国・朝鮮籍住民が事業対象から除外されたのも、それによるところが大きい。

改良事業が早くから取り組まれ地区では、80年代に入ると大幅な人口減少が進んでいた。最大の要因は、生活安定層（京都市関係職員）の地区外流出である。90年代に入ると『地区外流出による人口減少問題』は、京都市内の全同和地区の共通した課題となり運動・行政を問わずさまざまな場所で議論され、『80～90年代を通した市内同和地区のまちづくりにおける最大の問題』との認識がなされるようになった。

ところが、問題はそれだけではなかった。地区外へいったん出たあと何らかの事情で地区に戻るという「リターン流入」とでも呼びうる世帯の存在である。そのほとんどは単親（母子）世帯でアルバイトなど不安定な就労状態での子育てを余儀なくされている。京都市における同和行政（住環境改善事業）は「属地属人」を基準とした事業実施によって外部からの不安定要因の同和地区への流入は防いできたはずであった。

しかしながら、実際にはこうした「リターン流入」が存在・増加しており、改良事業完了後の同和地区の新たな問題となってきた。従来は、こうしたケースがあっても「同和地区のあたたかさ・くらしやすさ」と評価する傾向が強かった。しかし、その数が地区内居住児童・生徒の一定割合以上にもなっているという事態は、偶発事ではなく、ひとつのトレンドとして、今日の同和問題把握の重点として押さえてはならない。

以上をまとめると、同和対策事業が進展した70年代から80年代、それは大きな成果を挙げ、同和地区内で所得と生活の安定する層が増加した（主として京都市関係職員）。80年代半ば以降、安定層がさらなる生活の向上と自己実現を求めて地区外に持ち家を購入して流出するという状況を生みだした。教育現場においては、大量の数の「同和地区の外に居住する児童・生徒の出現」となって表れた。

しかし、それらの施策が十分に機能しなかった層、フォローできなかった層も確かに存在しており、地区内で暮らすのは高齢者や所得や生活の不安定を抱えた人々（主として非京都市関係職員）という傾向が強まっている。そうした「残留」に加えて、いったん地区外へ出た後、何らかの生活の困難を抱えて地区内へ戻るといった「リターン流入」現象が90年代に入って顕著になっている。



団地に姿を変えた楽只地区（80年代）

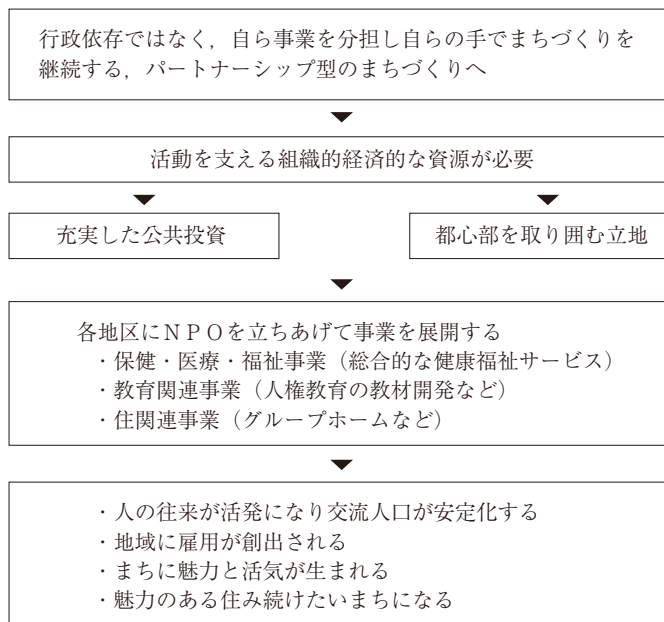
言い方をかえると、次のようになる。京都市は同和地区を流動性の少ない、停滞的な地域と

捉え、「属地属人」という基準で外部からの「不安定要因」の流入を防ぎつつ、格差是正と低位性の克服を主眼とした施策を集中的に投下してきた。しかし、それが目に見える成果を挙げようになると、生活安定層が地区外へと流出し、生活不安定層が残留・流入するという流動化が、同和地区で起きてきたということである。生活安定層が流出した結果、リーダーシップを発揮する人材が激減し、実質空き家が増加している。総じて、地区内の荒廃が進行しつつある。

2. 住環境改善からまちづくりへ

2-1 まちづくりの基本方向（総合プロジェクト21報告書より）

まちづくりの基本方向のフローチャート



同和施策が終了しても、まちづくりに終わりはない。これからは行政依存を脱し、地域で自立して資源を見つけ、自らの手でまちづくりを継続していくことが求められる。そのためにも、要求型から企画型へ、さらに地域が自ら事業を担えるパートナーシップ型へと、まちづくりへの取り組みをレベルアップしていく必要がある。

また、自立したまちづくりを継続していくためには、活動を支える組織的経済的な資源を持つ必要がある。その視点で見ると、同和地区には公営住宅をはじめ隣保館、診療所、浴場、体育館、福祉センター、学習センター、公園など、多彩な公共施設が充実している。また、市内の部落は都心部を取り囲むように立地している。こうした意味で同和地区は、京都市全体のまちづくりをリードしうる資源を備えている。

地区の公共施設を活用して、行政では対応が困難なニーズにきめ細かく対応する、多様な事業を展開することが考えられる。例えば、隣保館や診療所を活用した総合的な保健・医療・福祉事業には、地区内だけでなく周辺地域からも大きな需要が見込まれる。この他、人権教育の蓄積を活かした教材開発など教育関連事業、既存の公共住宅を活用したグループホームなどの住関連事業にも、大きな可能性がある。事業を展開することによって、人の往来も活発になる。若年層の地区外流出が顕在化して久しいが、単に定住やUターンを呼び掛けても若者は戻ってこない。また、単に若者が定住するだけでは町は活性化しない。住宅面などで多様な階層が住める条件づくりを進めると同時に、一方ではこうした事業の展開を通じて魅力あるまちづくりを進め、交流人口の安定化を図ることによってこそ、町の活気を甦らせることができる。

さらに事業の運営主体として、各地区にNPO（民間非営利組織）を設立する。NPOの構成は地区毎の状況に応じて多様に考えられるが、事業の対象区域となる地域や学区に対して、主体的に責任を持った活動ができる体制を作る必要がある。

NPOを設立して事業を展開するためには、地域に人材が必要である。事業の中で実践的に人材育成を進める一方、不足する部分は外部から導入するなど、人材確保を図る必要がある。地域住民の意思が十分に反映されるよう、施設や事業の運営に地域住民が参加するなどの条件整備が必要である。そのためにも、地元が主体となって実験的な取り組みを行うなど、地域の主体的な力量を高めていく必要がある。各地区や市内各地域のまちづくりが相互に交流し、お互いの活動や経験に学ぶことによって、各地区や京都市全体のまちづくりを高めていくことができる。このため、例えば市協レベルに中核となるNPOを設置して各地区の活動を支援するとともに、各地区の経験の普遍化を図ることが考えられる。

2-2 まちづくりの基本方向の検証（NPO法人「くらしネット21」の設立）

楽只学区のまちづくりを支え推進する組織として、2005年7月、京都府の認証を受けて特定非営利法人「NPO法人くらしネット21」が設立された。「くらしネット21」は目的・活動内容を次のように定めている。

「この法人は人権・福祉・教育のまちの理念の下、地域住民がネットワークを通じ、人権をキーワードに福祉・教育・まちづくりにおける諸課題について考え、解決すると共に住民が相互に支え合う事業を行なうことにより（楽只学区に）住んでよかったと思えるまちづくりの実現と継続に寄与すること」を目的としている。また、活動の種類及び事業の種類を別表のように定めている。

特定非営利活動の種類（事業）

- (1) 高齢者・障害者に関わる福祉の増進を図る活動（事業）
- (2) 子育て・教育の充実・発展を図る活動（事業）
- (3) まちづくりの推進を図る活動（事業）
- (4) 環境の保全を図る活動（事業）
- (5) 住民の健康の増進と安全の確保を図る活動（事業）
- (6) 災害に備えた救援体制を整備する活動（事業）
- (7) 人権擁護や平和の維持・推進を図る活動（事業）
- (8) 国際理解・多文化共生の推進を図る活動（事業）
- (9) 男女共同参画社会の発展を図る活動（事業）
- (10) 産業・経済の活性化を図る活動（事業）
- (11) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動（及び事業）
- (12) 前各号に掲げる活動を行なう団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動（事業）

現在、この「くらしネット21」は法改正による隣保館事業の事業委託可能（2002年8月）を受けて、これまでコミュニティセンターが行なってきた事業の一部を引き継ぎ「生花」「陶芸」などの教養講座やキッズライブなどの青少年への支援事業を行なっている。

3. 改良住宅の建替を契機とした新たなまちづくり

3-1 まちづくり組織の考え方（総合プロジェクト21報告書より）

まちづくり組織に求められる条件

- ・住民を代表し、住民の意思を束ねられること
- ・行政及び住民と信頼関係を結び、事業を運営して行ける力量を備えていけること

これからの地域組織像

- ①自治会（住民を網羅的に組織する）
- ②まちづくり協議会（行政と協力連携して計画を策定し、かつ実施する）
- ③NPO（具体的な事業を運営する）

3つの組織が人的に重なることで、相互に密接かつ有機的に連携する

住民参加には、行政が1人1人の意見を聞く方法と、まちづくり協議会の方法がある。前者では行政が最終的などりまとめを行うが、後者では住民側がまとめた計画案を基に協議が行われる。同和地区だけの特別扱いを求めず、公営住宅法などのルールに則って筋を通したこともポイントの一つである。今後、他地区や一般公営住宅などにこの手法の普遍化を図る上でも、

この姿勢は重要である。さらに、既に決まった建替事業に協力する形ではなく、建替そのものの要否も含めて、地元が主体的に決定できる状態でスタートしたことも重要である。

今後こうした形のまちづくりができるか否かは、地域に住民を代表しうる組織が成立しているか、その組織が住民及び行政と信頼関係を結んで事業を運営して行ける力量を備えているか否かにかかっている。但し、まちづくり協議会が実質的に機能している例は、全国的に見ても非常に限られている。その意味でも、同和地区をはじめとした京都のまちづくりが、まちづくり協議会方式によって進むことには、大きな意義がある。

【①自治会】

地域のまちづくり組織が真に住民を代表する組織になるためにも、まずその基盤として、住民を網羅的に組織した自治会的な組織を再編する必要がある。全国的に見ると自治会の求心力の低下が著しいが、自己決定が困難な高齢者が多く住んでいる地域では、やはり自治会的な機能が不可欠である。

【②まちづくり協議会】

住民を代表し、行政と協力連携してまちづくり計画を策定し、かつそれを実施する組織として、まちづくり協議会が必要である。設立には、地域の住民組織を全て束ねる方法、公開公募で自由に参加する方法などがある。組織の主体や原動力は地元住民に根ざさないと長続きしないが、地区外に居住していても、町への強い思いを持ち問題意識を共有する層が関わることも重要である。まちづくり協議会の構成や対象とする地域の範囲は、課題に応じて色々なレベルを柔軟に考えることができる。

例えば建替であれば基本的には改良住宅地区が対象範囲になるし、地区施設の有効活用であれば周辺地域にも広げた構成がより有効であろう。

【③NPO】

自治会やまちづくり協議会のベースの上に、具体的な事業を運営する組織として、福祉NPOやまちづくりNPOを構成する。地域に人材が不足している場合は外部からの導入を検討する必要があるが、地域に対して地域できちんとサービスが提供できる仕組みを作ることが重要である。

以上の3つの組織は各々バラバラに存在するのではなく密接かつ有機的に連携していることが望ましい。このため各個人がなるべく自治会・まちづくり協議会・NPOに重複して参加し活動することが、組織相互の協調した活動には重要である。

まちづくり協議会にせよNPOにせよ、同和地区だけの枠にとどまらず周辺地域との積極的な連携を視野に入れて構想する必要がある。但し、対象範囲を拡大することは、全体の中で同和地区の存在感が小さくなる危険もはらんでいる。その意味でも、経験の蓄積や人材の育成など、地区の主体的な力量を伸ばしていく努力が必要である。

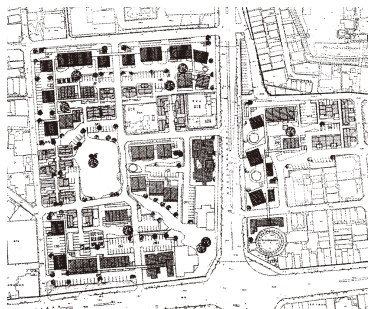
3-2 まちづくり組織の検証（千本ふるさと共生自治運営委員会（略称「じうん」の誕生）

1990年代に入り、老朽化の著しい楽只第1棟・2棟の建替え要望が地元からあがり、行政内部でも検討が始まることとなった。これを契機にこれまでの地元の取組、同和行政や同和教育が同和地区にもたらした成果と題を全体で検討したうえで「新たなまちづくり」の一環としての楽只第1・2棟の建替が始まる。同和行政の枠にとどまらない、さまざまな事例の研究。東京・世田谷や神戸・真野など各地で進められている（住民と行政との）パートナーシップ型まちづくり運動の学習。北九州北方地区における「もやい」（何人かでモノを共有したり、共同でコトをおこすこと）をキーワードとした住民参加によるまちづくり（環境改善事業）の視察。タイやフィリピンなどアジアのスラムで住環境改善運動に取り組む人々との交流などが取り組まれる。このとき、大きな力を発揮したのが、都市計画家など、まちづくりの専門家であった。後の住民によるワークショップの展開も、これら専門家からのアドバイスに基づいて進められたものである。

そして「2010年の千本」まちづくり運動が提案され、それを担う組織として、1993年5月「千本ふるさと共生自治運営委員会」（略称：じうん）が発足する。「じうん」によって、不必要に張り巡らされていたフェンスの撤去、コミュニティ道路づくりや空き地ワークショップなどの住民主体のまちの見直し活動、そして全体構想づくりのためのワークショップが取り組まれてきた。以前のまちの暮らしや近所づきあい、遊びや行事など、千本がもっている暮らしの文化をもう一度見直す中で、これからどんな暮らし方がしたいのか、様々な思いを重ねながら構想案づくりを進められてきた。「建て替えて、みんなで楽只に住みたい」「間取りを広く」「内風呂がいる」「駐車場も一世帯に一台分」「面積が限られ、高さ制限もあるのにそんなに戸数が入るのか」「広いに越したことはないけど、広げりゃいいってもんじゃないだろ」「今の浴場はどうする？利用者が減ったら経営できるのか」「それだと『家付き駐車場のまち』になってしまへんか」……こんな議論がワークショップで交わされました。「共生・永住・自治」というスローガンが生まれ、96年6月、住民の夢を形にした「2010年の千本・基本計画（じうん案）」がつくられ、97年には、それに基づいた「配置計画図」が完成する。この「基本計画（じうん案）」の中には、「地区内で持ち家を実現しよう」という提案が盛り込まれている。70年代ぐらいまでは、「地区外へ移り住む」ということは、「地域と縁を切る」「差別から逃げる」こととだとして扱われてきた。戸籍を含め、地区との関わりを示す一切を消し去って、地区外へ出た人の話を耳にすることもあった。そうした事例が皆無になったとは言えないが、人々の意識や状況は大きく変化している。地区外に住んでいても、地区内と同じ従来の関係を保つ人は少なくない。ワークショップ開催の際「町内で家を建てることができたら一番よかったんだけど」こんな声がきかれることも度々あった。

楽只地区が育ててきた人材や力を地域の中に蓄積する、地区外からの様々な力（地区外に出た人も含む）を呼び込む、その力によって地区内の高齢者や社会的弱者といわれる人々を支え

る、そんな仕組みをつくり出す必要がある。「持ち家の実現」は、そのシンボリックな提案であった。現在、これは定期借地権を利用したコーポラティブ住宅（有志が集まってプランを出し合いながらつくる共同住宅）の建設として議論され建設に向けた具体的な取組が始まっている。



基本・配置計画（じょうん案）97年



イギリスのまちづくりNPOとの交流会（1999.10.14）

「らくし21」の取組

97年初夏、「2010年の千本・基本計画／配置計画図」が京都市に提出された。これを受け、京都市内部でも楽只地区の建替え事業／まちづくりについての議論が始まり「じょうん」との協議の中で、97年秋から、楽只第1・2棟の建替への取組を始めることが決まる。この建替計画づくりは、従来のように行政が計画案を策定し、その後地元の説明するという手法ではなく、住民と行政が話し合いながら



らくし21

住み手の思いを反映した住まいをつくるという住民参加の手法で取り組まれた。「じょうん」事務局が中心となって1・2棟の住民によるワークショップを行い、「千本でこんな暮らしがしたい。それにはこんな住まいが必要だ」という住民の思いを建替の基本計画（住民案）としてまとめて京都市に提示し、京都市はその案を尊重しながら計画づくりを行うというものである。

97年11月、ワークショップが始まった。まず、今の暮らしのいいところと悪いところの発見、新棟での暮らし方のイメージの共有、次に、コミュニティを重視した廊下や階段など共用部分の検討、そして、住戸スペースの検討（条件や制限を確認しながらの間取りの検討）という順序で進められた（9～10ページ参照）。

1年半後の99年春、「楽只新1棟基本計画（住民案）」がまとまり、これを受けて京都市は同年10月、市として初のケースとなる住民と行政とのパートナーシップによる「楽只新1棟

（仮称）整備基本計画」を策定し、国の事業承認を得て建設に着手しました。着工後も、内装や住棟まわりの植栽の配置、住棟管理のあり方などについて、引き続きワークショップが進められ2002年3月、楽只市営住宅第21棟（愛称：らくし21）が竣工する。

※2003年秋からは、次の建替対象である楽只第3・4棟の住民によるワークショップが始まっている。

楽只新1棟基本計画（住民案）の作成経過（97年11月～99年5月）

97年秋から、京都市の改良住宅建替のトップバッターとなる楽只新1棟の基本計画（住民案）をつくるためのワークショップが始まりました。

これまでであれば、まず京都市の担当部局が原案を作成して住民に提示、その後意見を聴いて再検討……という手順となったのですが、今回は違いました。住民自身が計画案をつくる、という住民にとっても初めてなら、住環境改善事業、いや京都市の住宅行政の上でも初めての経験ではなかったでしょうか。



97年11月～98年2月

みんなでつくる建替計画 座談会与戸別訪問

住民が集まり、建替への希望や不安を出し合いました。「ほんまにやるんか」「もう年なんやから、生きているうちにやってくれ」「やるのはいいけど、1・2棟を（それ以降の住宅の）実験台にはせんといて」。



98年5月 こんな暮らしがいいなあ

千本の昔と今の暮らし、あちこちの集合住宅での暮らしぶりをスライドや写真で見て、「千本でしたい暮らし」を思い描きました。家庭菜園、地藏盆もできる町内のたまり場、仏壇置き場、鉄扉じゃなく引き違い戸を……。



7月 家賃と暮らし

家賃と暮らしの関係について考えるということで、一般の公営住宅に適用されている応能応益家賃制度の勉強会が行われました。「年金暮らしの年寄りに払えるのか」「若いもんが出てってしまう」など不安の声が出されました。しかし同時に、「千本から外に出ても家賃が安くなるわけではない。親・先輩たちがつくってきた、みんなで寄り添って暮らしあう千本をつくるためにどうするかを考えよう」という意見も出されました。



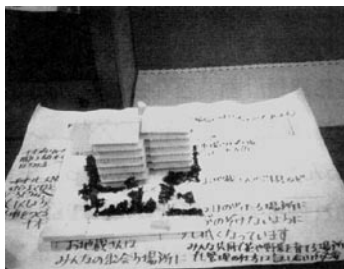
10月～11月 暮らしの夢を形に

語られてきた話をもとにした、住棟の大まかな設計ができ、模型で説明されました。植木・物干し・床几・子供などのミニチュアを置いて、暮らしのイメージをふくらませました。「玄関はきれいにしたい。みんなで花を植えよう」「お地藏さんは、みんなのよく通る南側に置きたい」「北側も、診療所への道だから大事」



11月～12月 家の広さを決める

現在の京都市の公営住宅の基準をもとに、新棟には、55平米と70平米の二種類の住戸ができることになりました。どちらにするのか、暮らしのイメージを描いて決めていきました。



99年1月 陣取り ～住む場所を決める

みんなで住まいを考えてきたんだから、「1階で土いじりがしたい」「見晴らしのよい上の階がいい」というような希望がそれぞれにあるはず。味気ない抽選じゃなく、どの住戸にはいるのか、みんなの話し合いで決めよう！

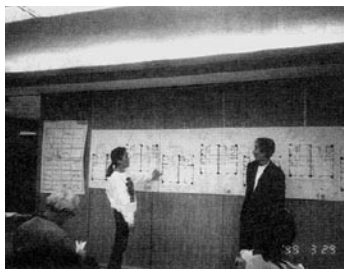
陣取りのルール

全員出席の場で決める。欠席があれば流会
複数の希望が最後まで残れば抽選



2月～3月 住戸の間取りを決める

一定のルールのもと、それぞれの暮らしにあった間取りを工夫することができることになり、設計者が戸別の打ち合わせを行っていきました。玄関にはガラス入りの引き違い戸も選べます。



5月 基本計画案まとまる

戸別打ち合わせも一段落つき、敷地・住棟全体を合わせた「楽只新1棟基本計画（住民案）」ができ上がり、住民の夢が計画の中に生かされているかを確認しました。「新棟でどんな住まい方をするのかということは自分達で考えなければならない。まずはお地藏さんのおまつりの仕方のあたりからみんなで考えていこう」という呼びかけがなされました。



おわりに

90年代末以降、京都市内の同和地区では改良住宅の建替が行なわれてきた。各地区で住民と行政が協力連携した計画づくりを目指す動きが始まっている。今後も住宅や地域の住環境のあり方について、住民が主体的に取り組み、方向性を出していくことが求められている。改良住宅と並んで整備された多様な地区施設についても、一般施策化の中で周辺地域への開放や共同利用が進んできた。その中で、これらの施設をどう活用し、地域社会との連携を深めていくかが改めて問われようとしている。

これら建替、地区施設の活用は、いずれも早急かつ綿密な対応を要する課題であると同時に、「まちづくり」という一つの大きな課題として捉えることができる。すなわち、これらは各々別個の課題としてあるのではなく、まちづくりというテーマの中で相互に密接な関連性を持っており、総合的に取り組んでいく必要がある。

〔参考文献〕

- 部落解放同盟京都市協議会『総合プロジェクト21報告書』2000年5月
松井珍男子他著『よき日のために一千本支部再建15年史』同朋舎 1977年10月1日
師岡佑行他著『京都の部落史 近現代2』京都部落史研究所1991年11月20日
内田雄造著『同和地区のまちづくり論』明石書店1993年1月31日
後藤直編著『まちづくりとしての地域教育』阿吽社2002年4月30日
後藤直他編著『同和教育実践—新たな人権教育の創造』ミネルヴァ書房2005年3月10日

(ごとう すなお 教育学科)
2006年10月19日受理